

別記様式

随 意 契 約 結 果 書

件 名 及 び 数 量	令和4年度沖縄都市モノレール自由通路等維持管理業務
契約担当官等の氏名 並びにその所属する部 局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 沖縄総合事務局南部国道事務所長 沖縄県那覇市港町二丁目8番14号
契 約 締 結 日	令和4年4月1日
契約の相手方の氏名 及 び 住 所	沖縄都市モノレール(株) 沖縄県那覇市字安次嶺377-2
契 約 金 額 (消費税及び地方 消費税含む)	23,160,000円(税込み)
予 定 価 格 (消費税及び地方 消費税含む)	23,160,000円(税込み)
随意契約によること と した 理 由	別紙のとおり
備 考	

注) 1. 公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約単価に予定調達数量を乗じた額を記載する。

2. 予定価格を公表しないこととした場合、予定価格の欄には、「非公表」と記載する。

随意契約理由書

1. 契約件名 : 令和4年度沖縄都市モノレール自由通路等維持管理業務
2. 履行場所 : 壺川駅、旭橋駅
3. 契約の相手方 : 名称 沖縄都市モノレール(株)
住所 那覇市字安次嶺377番地の2
電話 098-987-0098
4. 随意契約適用法令 : 会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号
5. 当該業務の目的・内容及び随意契約の理由

(1) 目的・内容

本業務は、沖縄都市モノレールの壺川駅、旭橋駅の両駅に接続する南部国道事務所管理の自由通路において、道路利用者に対し迅速で快適なサービスの提供を行うため、施設の清掃、エレベーター・エスカレーターの運行管理及び保守点検並びに緊急時の対応等、維持管理に関する業務を実施するものである。

壺川駅、旭橋駅モノレール駅舎に通じる南部国道事務所管理の自由通路は、モノレール駅舎と一体的に整備され、道路の横断施設としての位置付けだけでなく、モノレール駅舎へのアクセス施設として重要な役割を担っている。

(2) 理由

沖縄都市モノレール(株)は「モノレール駅舎」を運営しており、南部国道事務所管理の自由通路と連携的に密接な施設として整備され、立地上双方の機能管理は一体化が不可欠である。それにより道路利用者の利便性が向上し、施設間の機能・目的に関する相乗効果が期待できるものである。

駅舎及び自由通路の一元管理が唯一可能であり、防災、防犯上の緊急対応が可能な沖縄都市モノレール(株)と「沖縄都市モノレール自由通路等の維持管理に関する覚書」を定めており、その覚書に基づき、会計法第29条の3第4項・予決令第102条の4第3号により随意契約を行うものである。